



令和7年4月から、 鉱業法に基づく手続の 電子申請が始まります。

※開始時期について、異なる地域があります。
詳細はWEBサイトにて発信します。

MINE(マイン)システム

とは、
鉱業法関連法令手続の電子申請システムです。

メリット 1

申請・届出を
いつでもどこでも
行えるようになります。

各種申請について、添付資料から
手数料まで、オンラインで完結する
ことができます。

※一部原本を要する書面を除く。

メリット 2

システムにより行った
申請情報・鉱業権情報を
オンラインで確認できます。

手続の審査状況やご自身が保有す
る鉱業権の状態について、電子申請
に伴いデータが更新され、いつでも
確認できます。

メリット 3

法人から個人の方まで、
適切なセキュリティで
利用できます。

法人の方はGビズID、個人の方は
デジタル認証アプリからログイン
することで、どなたでも安全にご利
用いただけます。



電子申請の手続対象

- ・ 原簿鉱区図騰抄本閲覧・交付請求 ※ログイン不要
- ・ 特定鉱物以外の鉱物の試(採)掘権の設定願
- ・ 事業着手の延期の認可の申請
- ・ 事業休止の認可の申請
- ・ 試掘権の存続期間の延長申請
- ・ その他、鉱業関係法令に基づくもの

MINEシステムの
WEBサイトを確認しよう!



MINEシステムの利用には 以下の準備が必要です。

インターネットに
接続可能なパソコン



届出・申請の提出に
必要な情報

(申請フォームに入力する事項、
添付資料等)



メールアドレス

(手続関連所管部署から
連絡させていただく際の宛先)



法人の方は、
GビズID (ID/パスワード)
個人の方は、
マイナンバーカード
及び
デジタル認証アプリの
利用登録

GビズID



電子申請へスマートに移行できるよう、早めのご用意をお願いします。

▼ 法人の方はこちら

GビズIDの取得

GビズIDとは、デジタル庁が提供する1つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできるサービスです。

GビズIDには、GビズIDプライム (GビズIDメンバーも含む)、GビズIDエントリーの2種類のアカウントがあり、MINEシステムをご利用いただく場合にはGビズIDプライムのアカウント取得が必要となります。

- ・ **GビズIDプライム**: 同一法人及び個人事業主内のGビズIDメンバーが提出した全手続の内容を参照することが可能です。
- ・ **GビズIDメンバー**: GビズIDプライムの配下に設定することが可能なアカウントです。

GビズIDのログインおよび各種詳細情報 (操作マニュアル・よくあるご質問等) はGビズIDを参照ください。

GビズID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



▼ 個人の方はこちら

マイナンバーカードの取得

安全・簡単な個人認証のため、マイナンバーカードを活用した個人認証アプリを採用しています。まだマイナンバーカードを取得されていない方は、マイナンバーカード総合サイトをご参照の上、手続をお願いします。

マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



個人認証アプリの登録

デジタル認証アプリとは、デジタル庁が提供する、マイナンバーカードを使った本人の確認などを行うサービスです。

ご利用開始までにマイナンバーカードを取得の上、ご自身のスマートフォンに「デジタル認証アプリ」をダウンロードし、利用者登録をお願いします。

デジタル認証アプリの利用方法詳細はデジタル認証アプリをご参照ください。

デジタル認証アプリ

<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign>

